

委員会発案第5号

介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者の処遇改善を国に求める
意見書の提出について

介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年12月18日提出

由利本荘市議会議長 佐藤健司様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 甫仮貴子

(別紙)

介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）

介護保険制度の開始から25年が経過したが、利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えているほか、家族の介護を理由とした介護離職が年間10万人と高止まりしたままである。

介護事業所は低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面しており、令和6年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となった。特に、訪問介護は基本報酬の引下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がなくなった自治体が増加している。

介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は令和8年度に介護職員が25万人不足するという需要見込みを示しているが、有効な対策は講じられていない。また、肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、令和6年度の全産業平均との賃金格差は前年度月額6万9,000円から8万3,000円へと大幅に広がっている。

こうした中において政府は、利用料2割負担の対象拡大やケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助の保険給付外しなど、さらなる負担増・サービス縮小を検討しており、これ以上の制度後退は許されない。

全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金引上げが不可欠である。

介護保険制度の改善、憲法第25条に規定された社会の実現のためにケアが大切にされるよう下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減など対策を講じること。
2. 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化及び要介護1・2の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。
3. 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜間勤務の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。

4. 必要なときに必要な介護が保障されるよう介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。

介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

令和7年12月18日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 佐藤健司